

報告第 2 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎



専決第15号

八幡浜市松柏地区内において発生した衝突事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月18日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方

八幡浜市

2 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 令和6年10月18日午後1時50分ごろ、八幡浜市松柏丙803番地1先路上（市道駅前通り線上）において、市所有の車両を運転中に、前方不注意により、相手方軽貨物車両後部に追突し、同車両に損害を与えた。

このため、相手方車両の修理損害等の全額を市が相手方に支払う。

- (2) 相手方は、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求は行わない。
- (3) 損害賠償の額 179,403円